

第6回基本計画部会 議事録（概要版）

1 日時：令和6年（2024年）10月28日（月） 10：00～11：30

2 場所：滋賀県庁本館4階 4-A会議室

3 出席委員等：（五十音順、敬称略）

音野潤子委員、佐藤健司委員、藤本俊巳委員、松井三郎委員（部会長）、松浦総一委員、和田桂子委員

【全6委員、出席6委員】

（事務局：技監（下水道担当）、参事、下水道課長、下水道課関係職員）

4 開会あいさつ等

5 議事内容

（1）汚水処理施設整備構想の見直しについて

- ・事務局より資料に基づき説明。
- ・面積ベースの下水道整備率を向上させるために、分子の下水道整備面積を上げることは十分行われており、次は分母の下水道計画区域の徹底した見直しを行うことが非常に重要であるということがよくわかった。
KPIとして、現計画の汚水処理人口普及率の目標値を、令和7年度で99.9%、令和27年度で100.0%と掲げているが、中間報告等で具体的に実行可能かつ持続的な取り組みが行われていることの説明やデータがあると安心して20年間見ていけると考える。
下水道計画区域を縮小していくことは、住民にとっては重要な変更になると思われるため、下水道区域を縮小すると具体的にどうなるのかが数値として提示できたら良いと思う。（委員）
- ・現計画に開発区域として計上されている区域の具体性が乏しい。未整備区域として残る可能性があるとのことだが、この見直しの基本方針の表現では対応方針がわかりにくい。「骨子案」には、「今後、具体的な計画排水量などを確認することで、開発計画の精査を行う」と書かれているので、具体的にいつ、どのような見直しを行っていくのかの記載があれば非常にわかりやすいと思う。またヒアリングの結果、実績水量が計画水量の2倍以上になっている箇所など既に明らかな部分については、具体的な対応を記載した方がよいのではないか。（委員）
- ・流域下水道を運営する県の立場と開発を進めたいという市町の要望について、折り合いが非常に難しく、県としては、汚水処理構想の中での表現方法に苦勞していると思う。
ただし、資料に記載のとおり、滋賀県の下水道整備率は全国的にみても低く、下水道計画区域の精査については市町にも理解いただきたい。

根底には、下水道管は敷設すると必ず老朽化して、そのメンテナンスに費用を要するという問題がある。下水道区域として計画するという事は、整備後は将来にわたってメンテナンス費用を含めて下水道料金として住民に負担していただく必要があるということ由市町はしっかりと考えていく必要がある。そのため、開発行爲についての具体性を市町で確認いただき、整備区域の精査を行っていくことを検討してほしいと考えている。(委員)

- ・汚水処理構想の見直しにあたり、市町の意向を反映するためのヒアリングが実施されていることを把握した上で意見を述べる。事務局より説明のあった、現代の人口減少下における見直しの方向性は理解した。一方、首長会議などにおいて、企業立地の意向が多く寄せられている中で、産業用地が不足していることが議論になる。農業振興地域を産業用地として転用したいという要望が市町より多く出ている現状において、事務局が示す開発計画区域の精査の方法で、市町の要望がくみ取れるのか疑問である。

具体的な開発計画がある区域、または投資計画の用途区域に関して立地できる区域を想定していると思うが、農業振興地域の産業用地への転用し活用することで、さらに下水道計画区域が拡大することになりかねない。滋賀県は内陸工業県として、企業の立地意欲が非常に高いが、現在開発計画区域として計上している区域を下水道区域として残す必要性がないと断じるだけの根拠を県が持っているのかを示していただきたい。

10年前には、熊本県に多くの半導体関連事業が集積することは誰も予想できなかったが、下水道管理者の立場から滋賀県の未来が描けているのかを非常に危惧している。(委員)

- ・委員の開発区域の見直しに関するご指摘は、構想の見直しを進めるにあたり、正に一番難しいところ。滋賀県の下水道管理者としての立場からは全く予測が出来ず、あくまでも市町の意向によるものとなる。ただし、下水道計画の将来性を考えると、開発計画について、ある程度の見通しを持っておかないといけない。下水道管路の幹線の流下能力を満足する汚水量が、開発計画区域から排出される分には問題ないが、幹線の流下能力を超過するような汚水が排出される場合は例外として検討せざるを得ない。

委員よりお話しがあった熊本の事例の規模はけた違いであり、流域下水道で検討する範囲を超えていると思う。熊本の事例ほどの規模の企業であれば、企業が節水して排水は独自に処理を行っていただくことを考えるべきであり、流域下水道の根本からは離れすぎている。

滋賀県には今後、重工業のような大量に排水を行う企業よりも農業振興地域の広さから、農産品に関連する加工業などの開発の可能性があり、それらの排水の受け入れは十分可能であると考えられる。

それ以外の開発計画として、大きな市での大型商業施設など人が集中するようなビジネスの誘致も何ら問題はないと想定する。市町の開発区域の精査については、県から今一度見直しの主旨をよく説明し、見通しのブレがあっても構わないため、できるだけ正確な見通しをもって、開発計画区域の精査を行っていただきたいと考えている。

特に下水処理場のキャパシティの限界は決まっており、拡張には相当の費用が必要となることから、県からは開発計画の精査を市町にお願いしているものとする。

これはあくまで下水道からの見え方であり、もちろん滋賀県の人口減少が鈍化し、日本の動脈の中心地帯として、産業が集まり発展する可能性はある、と私も思っている。

ただし、滋賀県は工業県としてのポテンシャルが高いと感じているので、これから更に工業県として発展する可能性があると思っている。〈委員〉

- ・今年のパリオリンピックにおいて、セーヌ川でトライアスロンを行うために、セーヌ川の水質向上を目的として下水道整備が進められたとことを知って、改めて下水道の重要性を認識した。日本では、大きな豪雨災害が発生しているが、この汚水処理構想の資料の中では、雨水対策について言及されていないのはなぜか。また、滋賀県は環境県として公共事業を進めてきたが、商業地域、工業地域、住宅地の設定可能面積の上限はあるのか。その基準は日本全国で統一されているのか。

消費者として下水道料金を支払っているが、下水道事業の経営状況がわかる資料が提示されていないと認識している。経営状況が分からず、具体的な意見を言うのが難しい。〈委員〉

→下水道の役割は、家庭から排出される汚水の排除と処理、市街地に降る雨の排除である。今回の基本計画部会の議題である汚水処理構想は、汚水に特化した計画のため、雨水事業については記載がないが、雨水事業についても、市町が計画を策定して事業を進めている。ただし、下水道で整備する範囲に降る雨水については、下水道で排除をするというのが基本の考え方となっているため、間接的には関係がある。

下水道を整備しない範囲の雨水の排除の方法は、道路事業(例：側溝)や河川事業などで対応する方法がある。下水道の計画区域外でも、下水道として雨水を排除する方法もある。〈事務局〉

→都市計画上の市街化区域、市街化調整区域の区分、また商業地域や工業地域という用途に応じた用途区分は都市計画法に基づき指定される。このため、むやみやたらに開発をすることは不可能な仕組みとなっている。ただし、委員のご発言のとおり、農業振興地域でも用途区域の変更(除外)などの手続きを行うことで、企業を誘致して、そこに開発をしていただくことが可能になる仕組みもある。

区域の用途については全国一律の法律があるが、用途の配分の比率については各都道府県で地域の特性を考慮して決定するため、全国一律では決まっていない。

工場の1ヘクタール当たりの可能排水量は、業種や企業の節水の度合いで変わってくるため、協議によって決定する。誘致する工場の排水を、下水道として受け入れられるかどうかは、企業の排水量と流入先の下水道管渠の能力を比較して協議をさせていただいている。下水道の流下能力不足の場合は、企業で浄化槽を設置していただくこととなる。下水道部局としては排水量の増加により、使用料収入が増えることはありがたいが、委員のご発言でもあったように、下水道整備はメンテナンスを含め将来にわたって投資が必要になるため、折り合いが難しい。

〈事務局〉

→下水道事業の経営状況は、建設と維持管理に関わる部分があり、市町と県の事業として毎年協議をし、長期的に必要な金額を算出した上で、当年度に負担いただく金額を決めている。

市町に対して将来の整備計画とその整備に必要な費用を出来るだけ明確にお示ししながら、経営状況についての説明を行い、資料を公表している。しかし、それがお手元に届いていないということで、県からの発信の仕方が良くないかもしれない。〈事務局〉

- ・企業誘致については、下水道部局だけではなく、環境部局も入って検討されるということではないのか。〈委員〉

→その認識で間違いはない。開発申請があった際にはすべての関連部局において意見照会があり、

誘致先の市町に対しても、開発区域について意見照会をしている。環境部局から関連部局に対し、工場立地にあたって必要となる環境影響調査実施の要請がある。たとえば下水道部局では、下水道に接続する場合と浄化槽で自家処理をする場合の基準を意見照会でお伝えし、開発申請をされる事業者に対し、環境という観点から意見を申し上げている。〈事務局〉

- ・委員からご発言のあったセーヌ川の事例に関して、3年前には東京湾でも同様の問題が上げられており、東京都も非常に苦勞していた。古いタイプの下水道は汚水と雨水を同時に集める合流式であるため、古くから下水道を整備している地域はこのような問題が発生する。本県の流域下水道では、汚水のみを集めているが、降雨時には流入量が増加するため、接続方法の確認やほかの雨水の流入原因の発見に努めている。降雨時の雨水の流入箇所を調べる手法として、下水道管路内におけるドローン調査の技術開発も行われている。〈委員〉

- ・土地利用計画は下水道計画とは別に決定され、滋賀県全体と市町独自で土地利用について検討し、農業地、工業地、住宅地などについて計画を定めて事業を進めている。農業地の工業地等への転用については、市町で議論もするが、土地の地権者である農家の意見を基本として議論する。土地の用途の転用が決まるまでに、下水道部局は全く関与しておらず、工場の立地や人の居住により汚水が発生することが決まったときに、水量と水質の2点を下水道部局として把握する必要がある。この2点について確認し、問題がなければ、下水道に接続することが可能である。下水処理場は将来の人口の推移や工場の誘致を想定して設計されており、その能力分までであれば受け入れが可能であるが、能力分を超える場合は、受け入れはできない。その場合は企業で自家処理をして排出していただくことになるが、下水道に接続する場合は中間処理までを行えばいいので、明らかに経済的効果が高く、できれば下水道に接続したいという思いがあるのではないかと。

ドイツでは町の計画を行う際に、最初に水道と下水道の必要な整備量を決め、非常に強い土地利用制限をしている。日本の都市づくりは、下水道整備を街づくりの最後におこなわれてきたので、下水道によって町づくりが決まる仕組みではない。現代も同じ状況のため、問題提起は継続するが、制限はできないため、各市町で検討していただくほかない。〈委員〉

- ・経営に関する問題は重要な内容である。住民は、市町から提示される料金表からは水道料金と下水道料金しか把握できず、流域下水道に関する費用は分からない。流域下水道の経営状況については、使用料金という部分では示すことできないため、住民に流域下水道の経営状況が伝わり辛い。〈委員〉

- ・ご発言のとおり、不明水の問題は、流域下水道では何十年來の問題であることを認識している。雨水の流入や不明水の流入、漏水の考え方について、流域下水道として苦勞していることは把握しているが、土地利用と開発の考え方とどうリンクしていくかが非常に難しい。開発申請の際には下水道課に相談をするが、排水の温度、水質、水量の3つの問題について確認があり、回答に対して、ケースバイケースで流域下水道への接続の可否が判断される。今回の骨子案については、もう少しわかりやすくというよりは、もう少しつっこんだ表現をされた方がいいと思う。〈委員〉

・下水道に接続された際の水質汚濁などの環境影響は、今回の汚水処理構想の見直しにあたって行われた意見照会の際に確認し、基本方針に含めているのか。

また、資料6 ページに農集排の流域下水道への接続確認結果を記載しているが、記載されている1市以外にも汚水処理構想図で農集排が残っている市町が見受けられる。資料6 ページでは記載がないため、まだ検討中なのかを教えてください。〈委員〉

→汚水処理構想では汚濁負荷量の計算は行っていない。汚水処理構想は汚水処理の最上位計画になっており、下水道だけではなく、農集、浄化槽について、整備区域を定めることが目的。水質や水量については流域別下水道整備総合計画(流総計画)で検討する。流総計画は汚水処理構想の見直しに引き続いて、今後見直ししていく予定である。最終的に琵琶湖にどの程度の負荷量が入って、水質にどのような影響を与えるのかは流総計画で検討するが、汚水処理構想と流総計画で整合を図るようと国から指導があるため、今回の構想見直しで開発区域を拡大するのであれば、水量の想定も行っている。将来開発の可能性があり、業種が不明である状態で、水量の設定をすることが、難しいのは理解をしているが、過去の実績や県の平均水量などを提示し、開発水量の試算をお願いしている。面積だけを計上して、水量を計上しないことは、今後の事業計画や経営計画に不整合が生じるため区域と水量はセットで考えていただきたいとお伝えしている。〈事務局〉

→農集排の区域については、資料に記載の2市以外は、現汚水処理構想の考え方を継続することを確認しており、農集排として継続される区域はある。〈事務局〉

・今回、審議した骨子案に基づき、ご指摘のあった事項やご意見を受けて、事務局で見直しの作業を進めてもらうということによろしいか。〈委員〉

→異議なし。〈各委員〉

6 閉会挨拶